

日本年金機構における老齢基礎年金の

振替加算の支給漏れについて

概要

ご夫婦のいずれかの年金に加給年金が加算されている方（以下、便宜的に加給年金が加算されている方を「夫」※とします。）で、夫の加給年金の支給が終了したにもかかわらず、妻の老齢基礎年金に振替加算が支給されていないものについて日本年金機構が総点検を行った結果、ご夫婦のいずれかが共済年金を受給している方を中心に、振替加算の支給漏れの事象が多く判明しました。

※妻に加給年金が加算されている場合も同様です。その場合は、「夫」を「妻」と、「妻」を「夫」と読み替えてください。

支給漏れが発生した要因

- ①日本年金機構と共済組合との間の情報連携不足
- ②日本年金機構のシステム処理に起因するもの
- ③日本年金機構における事務処理誤り
- ④受給者からの届出漏れ

本件に関するお問い合わせ先

今回の事案に関して、支払の対象となる年金受給者の方には、日本年金機構から通知文書が送付されることとなっています。

本件に関し、ご不明な点などございましたら、下記「給付点検専用ダイヤル」へお問い合わせいただきますよう、お願いします。

フリーダイヤル 0120-511-612

受付時間 月曜日 8:30~19:00

火~金曜日 8:30~17:15

第2土曜日 9:30~16:00

◎加給年金と振替加算

夫の厚生年金保険または共済組合の加入期間が20年以上（一部例外あり）ある場合で、その方に生計を維持されている妻がいるときは、一定の年齢に達したときに、夫の老齢厚生年金または退職共済年金に加給年金が加算されます。

この加給年金は、妻が65歳に到達すると支給が終了しますが、それに代わり、妻の老齢基礎年金に、妻の生年月日に応じた額が加算されます。これを「振替加算」といいます。

なお、妻が、加入期間が20年以上ある老齢厚生年金または退職共済年金を受け取っている場合は、加給年金、振替加算とも支給されません。

※妻に加給年金が加算されている場合も同様です。その場合は、「夫」を「妻」と、「妻」を「夫」と読み替えてください。